ニ　次に掲げる保育施設の収容定員に応じ、それぞれ次に定める基準を満たすこと。なお、次に定める基準における保育士の数の算定に当たっては、当該保育施設に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

(イ)　収容定員が十九人以下　設備運営基準第四十七条第一項に規定する保育従事者の数が次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数の合計数に一を加えた数以上であり、かつ、当該合計数に一を加えた数のうち二分の一以上が保育士であること。ただし、現に保育を受けている乳幼児が一人であって、当該保育施設の運営時間が十一時間を超える時間帯にあっては、(イ)本文の規定にかかわらず、保育士の数が一人以上であること。

(1)　乳児　おおむね三人につき一人

(2)　満一歳以上満三歳に満たない幼児　おおむね六人につき一人

(3)　満三歳以上満四歳に満たない幼児　おおむね二十人につき一人

(4)　満四歳以上の幼児　おおむね三十人につき一人

(ロ)　収容定員が二十人以上　保育士の数が(イ)(1)から(4)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(イ)(1)から(4)までに定める数の合計数以上であり、かつ、二人以上であること。ただし、現に保育を受けている乳幼児が一人であって、当該保育施設の運営時間が十一時間を超える時間帯にあっては、(ロ)本文の規定にかかわらず、保育士の数が一人以上であること。

ホ　医療を受けることができる体制が確保されていること。

ヘ　保育施設の利用者の総数のうちにその雇用する労働者の数の占める割合が二分の一以上であること。

二　前号の事業所内保育施設の取得（その建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。）又は建設（増築、改築、修繕又は模様替のための工事による取得又は建設を含む。）と同時に取得し、又は製作した遊戯具、家具及び防犯設備（当該事業所内保育施設を利用する乳幼児が犯罪により被害を受けることを防止し、安全を確保するために設置されるものに限る。）

三　授乳コーナー（椅子及びおむつを取り替えるための台又はベビーベッドを設置するものに限る。）

四　女性用休憩室（寝具を備えるものに限る。）

五　更衣室（男性用と女性用を区別して設け、かつ、ロッカーを設置するものに限る。）

六　多目的トイレ（おむつを取り替えるための台又はベビーチェアを設置するものに限る。）

七　その者が雇用する労働者に当該労働者がその者に対して提供すべき労務の提供を電気通信設備を用いて行わせるために当該労働者の自宅において利用させる電気通信設備又は当該電気通信設備を機能させるために当該労働者の自宅以外の場所に設置する電気通信設備で、次に掲げるもの（ロからヘまでに掲げる電気通信設備については、イに掲げる電気通信設備と一体となって設置するものに限る。）

イ　シンクライアント端末装置（電子計算機として機能する端末装置であって、端末内にデータを保存する機能を持たないものをいい、これと同時に設置する附属の入出力装置（入力用キーボード及び表示装置に限る。）、通信制御装置、伝送用装置（無線用のものを含む。）又は電源装置を含む。）

ロ　シンクライアントサーバ（イに規定するシンクライアント端末装置から送信された入力情報に基づき情報処理を行うとともに、表示画面情報又は音声情報を当該シンクライアント端末装置に送信するサーバをいい、これと同時に設置する補助記憶装置又は電源装置を含む。）

ハ　ＶＰＮ装置（通信データの暗号化又は複合化を行うことにより、インターネットプロトコルによるパケットを交換するネットワークに仮想閉域網を構築する装置をいう。）

ニ　ネットワーク監視装置（イに規定するシンクライアント端末装置、ロに規定するシンクライアントサーバ又はハに規定するＶＰＮ装置から送信される通信記録を収集し、記憶装置に保存する機能を有する装置をいう。）

ホ　ルーター（通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を制御する機能を有するものをいう。）

ヘ　スイッチ（通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を選択する機能を有するものをいう。）

八　自動車（車椅子を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置を有するものに限る。）

九　特殊浴槽（第十二号に規定する移動用リフトと一体化している浴槽又は側面が開閉可能な浴槽をいう。）

十　特殊寝台（背部若しくは脚部の傾斜角度が調整できる機能又は床板の高さが無段階に調整できる機能のいずれかを有する寝台をいい、次号に掲げるものを除く。）

十一　車椅子一体型寝台（背部若しくは脚部の傾斜角度が調整できる機能又は床板の高さが無段階に調整できる機能のいずれかを有する寝台のうち、その一部を分離して車椅子の用にも供することができるものをいう。）

十二　移動用リフト（床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ、又は体重を支える構造を有するリフトであって、その構造により自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（エレベーターを除く。）をいう。）

十三　自動排泄処理装置（尿又は便が自動的に吸引される装置であり、かつ、尿又は便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものをいう。）

○厚生労働省告示第二百三十四号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の二第三項第十三号の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の二第三項第十三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定するサービス（平成十二年厚生省告示第百九十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号中「及び同条第六項」を「、同条第六項」に改め、「介護予防支援計画を作成するサービス」の下に「及び介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十五第一項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業による援助に相当する援助を行うサービス」を加え、第二号中「（平成九年法律第百二十三号）」を削る。

本則に次の一号を加える。

三　介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業及び同号ハに規定する第一号生活支援事業による支援に相当する支援（法第十五条の二第一項第八号に規定する介護予防・日常生活支援として行われるものに限る。）

○厚生労働省
農林水産省告示第一号
経済産業省

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百四十八号）の施行に伴い、租税特別措置法施行令第五条の六の三第一項及び第二十七条の十二の三第一項の規定に基づく、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する法人を指定する件を廃止する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一